

第 235 号（令和 8 年 7 月 3 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

△ 戸籍証明書等手数料の指定納付受託者の指定【市民局窓口サービス課】	3
△ 市道路線の認定【道路・交通政策局路政課】	4
△ 市道路線の廃止【道路・交通政策局路政課】	5
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路・交通政策局路政課】	8
△ 市道区域の供用の開始【道路・交通政策局路政課】	9
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路・交通政策局路政課】	10
△ 県道区域の変更【道路・交通政策局路政課】	11
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路・交通政策局路政課】	12
△ 市道区域の変更【道路・交通政策局路政課】	21

[公告]

△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【総務局管財課】	24
△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	27
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】	28
△ 環境影響評価方法書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】	29
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	30
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	31
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	32
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	33
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	34
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	35

[区告示]

△ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】	36
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【都筑区地域振興課】	37
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	38
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	39
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	40
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	41
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【保土ヶ谷区地域振興課】	42
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	43

[区公告]

△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】	44
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】	45
△ 横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	46
[人事委員会]	
△ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	47

告 示

横浜市告示第 249 号

戸籍証明書等手数料の指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定納付受託者の名称
S B ペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都港区海岸1丁目7番1号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
戸籍証明書等手数料
- 4 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日
令和8年7月1日

横浜市告示第 250 号
市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から 15 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 3 日

横浜市長 山中 竹 春

路 線 名	起 終	点 点
峰 沢 第 337 号 線	神 奈 川 区 神 大 寺 三 丁 目 928 番 の 31 地 先 同 区 同 929 番 の 5 地 先	
峰 沢 第 338 号 線	神 奈 川 区 三 ツ 沢 中 町 60 番 の 4 地 先 同 区 同 町 59 番 の 4 地 先	
東 山 田 第 431 号 線	都 筑 区 東 山 田 町 1,300 番 の 1 地 先 同 区 同 町 同 番 の 4 地 先	
下 飯 田 第 465 号 線	泉 区 下 和 泉 四 丁 目 1,610 番 の 21 地 先 同 区 同 1,639 番 の 13 地 先	

横浜市告示第251号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
峰沢 第181号線	神奈川区三ツ沢中町60番の4地先 同 区 同 町61番地先	
山元町 第387号線	中区根岸加曽台21番の2地先 同 区 同 17番の24地先	
上大岡 第49号線	南区大岡三丁目 2,310 番の1地先 同 区 同 2,308 番の14地先	
上大岡 第52号線	南区大岡三丁目 1,174 番の1地先 同 区 同 1,178 番の17地先	
上大岡 第64号線	南区大岡三丁目 1,817 番の21地内 同 区 同 同 番の20地内	
上大岡 第72号線	南区大岡三丁目 1,816 番の7地内 同 区 同 1,811 番の17地内	
上大岡 第74号線	南区大岡三丁目 1,808 番の2地内 同 区 同 同 番の14地内	
上大岡 第78号線	南区大岡三丁目 1,808 番の15地内 同 区 同 1,826 番の18地内	
上大岡 第79号線	南区大岡三丁目 1,805 番の14地内 同 区 同 同 番の9地内	
上大岡 第80号線	南区大岡三丁目 1,805 番の14地内	
笹下	港南区港南中央通 1,930 番の3地先	

第 5 号 線	同 区 同 960 番 の 64 地 先
野 庭 第 348 号 線	港 南 区 日 野 中 央 二 丁 目 3,699 番 の 1 地 先 同 区 同 3,710 番 の 1 地 先
菅 田 第 224 号 線	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 666 番 の 4 地 先 同 区 同 町 667 番 の 1 地 先
羽 沢 第 221 号 線	保 土 ケ 谷 区 西 谷 二 丁 目 654 番 の 3 地 先 同 区 同 657 番 の 1 地 先
長 津 田 中 部 第 151 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,388 番 の 1 地 先 同 区 同 町 4,259 番 の 1 地 先
長 津 田 中 部 第 165 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,259 番 の 3 地 先 同 区 同 町 4,271 番 の 1 地 先
長 津 田 中 部 第 196 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,387 番 の 2 地 先 同 区 同 町 4,388 番 の 1 地 先
長 津 田 中 部 第 198 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,270 番 地 先 同 区 同 町 4,284 番 地 先
長 津 田 中 部 第 247 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,425 番 地 先 同 区 同 町 4,259 番 の 1 地 先
長 津 田 中 部 第 248 号 線	緑 区 長 津 田 町 4,427 番 地 先 同 区 同 町 4,408 番 の 2 地 先
恩 田 第 221 号 線	青 葉 区 恩 田 町 2,051 番 の 1 地 先 同 区 同 町 7,997 番 の 47 地 先
川 和 第 109 号 線	都 筑 区 池 辺 町 1,160 番 の 1 地 先 同 区 同 町 1,157 番 の 6 地 先
川 和 第 110 号 線	都 筑 区 池 辺 町 1,157 番 の 5 地 先 同 区 同 町 1,156 番 の 3 地 先
川 和 第 112 号 線	都 筑 区 池 辺 町 2,360 番 の 3 地 先
下 飯 田 第 161 号 線	泉 区 和 泉 町 974 番 の 3 地 先 同 区 同 町 972 番 の 9 地 先

下飯田 第220号線	泉区和泉町979番の2地先 同区同町974番の3地先
下飯田 第221号線	泉区和泉町965番の8地先 同区同町979番の2地先

横浜市告示第 252 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
峰 沢 第 337 号 線	神奈川県神大寺三丁目 928 番の 31 地先から 同 区 同 929 番の 5 地先まで	m 4.50	m 57.53
峰 沢 第 338 号 線	神奈川県三ツ沢中町 60 番の 4 地先から 同 区 同 町 59 番の 4 地先まで	5.29 ないし 5.62	25.32
東 山 田 第 431 号 線	都筑区東山田町 1,300 番の 1 地先から 同 区 同 町 同 番の 4 地先まで	5.50	45.84
下 飯 田 第 465 号 線	泉区下和泉四丁目 1,610 番の 21 地先から 同 区 同 1,639 番の 13 地先まで	5.50 ないし 5.54	34.95

横浜市告示第 253 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
東山田 第125号線	都筑区東山田町 1,291 番の15地先 から 同 区 同 町 1,316 番の4地先 まで	m 16.00	m 71.12

横浜市告示第 254 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
真光寺長津田	旧	青葉区恩田町 2,070 番の 2 地先から 同 区 同 町 2,044 番の 3 地先まで	m 6.18 ないし 9.35	m 177.01
	新	同	5.15 ないし 12.76	202.68
丸子中山茅ヶ崎	旧	都筑区池辺町 1,159 番の 1 地先から 同 区 同 町 2,361 番の 3 地先まで	6.54 ないし 7.14	61.13
	新	同	17.79 ないし 18.55	同

横浜市告示第 255 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

1 道路区域の変更の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
大船停車場 矢部	旧	戸塚区下倉田町73番の3 地内から 同 区 同 町 124 番 の 3 地内まで	m 8.25 ないし 8.76	m 67.82
	新	同	9.28 ないし 9.40	同
阿久和鎌倉	旧	戸塚区深谷町1,721番の 4地先から 同 区 汲沢町 476 番 の 1 地内まで	6.32 ないし 6.78	63.03
	新	同	6.73 ないし 6.85	同

横浜市告示第 256 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
末吉橋 第178号線	旧	鶴見区梶山一丁目 1,034 番の18地先から 同 区上末吉四丁目 1,051 番の5地先まで	m 2.44 ないし 2.55	m 19.24
	新	同	4.51	同
片倉 第254号線	旧	神奈川区片倉五丁目 387 番の2地先から 同 区同 356 番の93地先まで	2.74 ないし 3.04	40.25
	新	同	4.50 ないし 4.97	同
峰沢 第79号線	旧	神奈川区神大寺三丁目 927 番の2地先から 同 区同 928 番の31地先まで	2.77 ないし 2.81	20.41
	新	同	3.39 ないし 3.42	同
峰沢 第131号線	旧	神奈川区三ツ沢中町 61 番 の12地先から	3.06 ないし	45.57

		同 区 同 町 76 番 の 55 地 先 まで	5.43	
	新	同	3.59 ないし 5.96	同
六角橋 第 80 号 線	旧	神 奈 川 区 白 楽 8 番 の 23 地 先 から 同 区 同 5 番 の 37 地 先 まで	4.01 ないし 4.02	25.46
	新	同	4.51 ないし 4.52	同
浦 島 第 118 号 線	旧	神 奈 川 区 浦 島 町 363 番 の 4 地 先 から 同 区 新 浦 島 町 1 丁 目 1 番 の 25 地 先 まで	13.80 ないし 19.66	59.52
	新	同	13.84 ないし 20.06	58.66
西 戸 部 第 245 号 線	旧	西 区 戸 部 町 4 丁 目 121 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 3 丁 目 103 番 の 1 地 先 まで	5.93 ないし 6.41	12.05
	新	同	6.41 ないし 9.89	同
西 戸 部 第 367 号 線	旧	西 区 西 戸 部 町 1 丁 目 43 番 地 先 から 同 区 同 町 2 丁 目 144 番 の 9 地 先 まで	5.45 ないし 5.46	2.74
	新	同	同	同
山 元 町 第 370 号 線	旧	中 区 根 岸 加 曽 台 21 番 の 1 地 先 から 同 区 豆 口 台 131 番 の 3 地 先 まで	3.08 ないし 3.29	25.55
	新	同	5.52 ないし	同

			5.58	
本 牧 第 250 号 線	旧	中 区 本 牧 大 里 町 39 番 の 22 地 先 から 同 区 本 牧 元 町 240 番 の 1 地 先 まで	3.63 ないし 3.81	2.90
	新	同	3.81 ないし 3.82	同
東 永 谷 第 711 号 線	旧	港 南 区 港 南 中 央 通 1,010 番 の 1 地 先 から 同 区 同 1,930 番 の 3 地 先 まで	5.32 ないし 5.36	3.23
	新	同	5.95 ないし 6.10	同
上 菅 田 第 279 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 上 菅 田 町 840 番 の 39 地 先 から 同 区 同 町 834 番 の 13 地 先 まで	0.93 ないし 0.99	35.73
	新	同	2.72 ないし 2.83	同
羽 沢 第 73 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 西 谷 二 丁 目 674 番 の 2 地 先 から 同 区 東 川 島 町 35 番 の 160 地 先 まで	2.35 ないし 5.50	111.46
	新	同	3.23 ないし 6.40	同
	旧	保 土 ケ 谷 区 西 谷 二 丁 目 662 番 の 1 地 先 から 同 区 東 川 島 町 34 番 の 36 地 先 まで	2.46 ないし 5.96	141.02
	新	同	3.36 ないし 7.07	同
羽 沢 第 164 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 西 谷 二 丁 目 655 番 の 1 地 先 から	1.83 ないし 2.04	25.80

		同 区 同 653 番 の 1 地 先 まで		
	新	同	3.04 ないし 3.44	同
仏 向 町 第 57 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,280 番 の 26 地 先 から 同 区 同 町 1,284 番 の 7 地 先 まで	5.50	2.20
	新	同	5.50 ないし 6.43	同
仏 向 町 第 292 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 保 土 ケ 谷 町 3 丁 目 172 番 の 18 地 先 から 同 区 同 町 同 同 番 の 4 地 先 まで	6.72 ないし 7.87	58.00
	新	同	3.63 ないし 5.05	44.71
仏 向 町 第 295 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 保 土 ケ 谷 町 3 丁 目 172 番 の 3 地 先 から 同 区 同 町 2 丁 目 134 番 の 1 地 先 まで	2.59 ないし 2.81	21.45
	新	同	2.81 ないし 6.09	同
川 島 町 第 329 号 線	旧	旭 区 市 沢 町 1,087 番 の 17 地 先 から 同 区 同 町 1,083 番 の 15 地 先 まで	2.85 ないし 3.00	36.40
	新	同	5.50 ないし 5.84	同
新 杉 田 第 164 号 線	旧	磯 子 区 杉 田 五 丁 目 515 番 地 先 から 同 区 同 513 番 の 6 地 先 まで	1.96 ないし 2.37	34.04
	新	同	2.97 ないし	同

			2.98	
谷 津 第 486 号 線	旧	金 沢 区 町 屋 町 3 番 の 6 地 先 から 同 区 寺 前 一 丁 目 13 番 の 4 地 先 まで	1.80	34.67
	新	同	1.82 ないし 1.83	34.32
下 田 第 284 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2, 3 61 番 の 4 地 先 から 同 区 同 2, 3 71 番 の 11 地 先 まで	4.59 ないし 4.68	21.35
	新	同	5.54 ないし 5.60	同
箕 輪 第 135 号 線	旧	港 北 区 箕 輪 町 三 丁 目 496 番 の 2 地 先 から 同 区 同 495 番 の 1 地 先 まで	6.82 ないし 8.13	18.13
	新	同	9.27 ないし 10.27	同
箕 輪 第 354 号 線	旧	港 北 区 日 吉 本 町 一 丁 目 1, 7 39 番 の 3 地 先 から 同 区 箕 輪 町 三 丁 目 365 番 の 2 地 先 まで	2.00 ないし 2.60	118.10
	新	同	2.03 ないし 2.95	142.27
大 倉 山 第 160 号 線	旧	港 北 区 大 倉 山 四 丁 目 900 番 の 1 地 先 から 同 区 同 974 番 の 8 地 先 まで	9.60	18.11
	新	同	同	18.12
大 倉 山 第 229 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 951 番 の 2 地 先 から	5.50 ないし 5.62	19.08

		同 区 同 町 450 番 の 6 地 先 まで		
	新	同	5.50 ないし 6.64	55.76
大 倉 山 第 328 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 554 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 555 番 の 1 地 先 まで	2.40	53.25
	新	同	3.45	同
大 倉 山 第 329 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 537 番 地 先 から 同 区 同 町 554 番 の 1 地 先 まで	3.44 ないし 3.50	30.50
	新	同	4.39 ないし 6.00	同
菊 名 第 18 号 線	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 639 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 619 番 の 1 地 先 まで	4.00 ないし 4.01	18.57
	新	同	6.02	同
	旧	港 北 区 大 豆 戸 町 634 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 623 番 の 1 地 先 まで	3.20 ないし 3.23	10.03
	新	同	6.01	同
菊 名 第 100 号 線	旧	港 北 区 篠 原 北 一 丁 目 2,502 番 の 128 地 先 から 同 区 同 2,349 番 の 137 地 先 まで	3.98 ないし 4.83	42.14
	新	同	4.50 ないし	同

			4.83	
菊名 第192号線	旧	港北区篠原北一丁目2,349番の42地先	4.10 ないし 4.16	3.45
	新	同	4.50	同
菊名 第374号線	旧	港北区篠原東三丁目1,611番の13地先から 同区同町1,634番の7地先まで	2.73 ないし 3.88	57.23
	新	同	4.50 ないし 5.14	同
大場町 第81号線	旧	青葉区鉄町1,231番の3地先から 同区同町1,225番の12地先まで	1.88	3.36
	新	同	3.19	同
大場町 第86号線	旧	青葉区鉄町1,191番の2地先から 同区同町1,225番の15地先まで	2.44 ないし 2.49	23.77
	新	同	3.50 ないし 4.50	同
恩田 第434号線	旧	青葉区恩田町2,041番の15地先から 同区同町7,997番の45地先まで	7.14 ないし 10.42	17.12
	新	同	同	同
東山田 第266号線	旧	都筑区東山田町1,300番の4地先から 同区同町1,304番の1地先まで	2.72 ないし 2.73	52.41

	新	同	5.50	同
川 和 第 59 号 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 2,360 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,159 番 の 1 地 先 まで	6.54 な い し 7.14	48.46
	新	同	17.79 な い し 18.55	同
川 和 第 109 号 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 1,159 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 1,157 番 の 7 地 先 まで	2.82	1.88
	新	同	同	同
川 和 第 110 号 線	旧	都 筑 区 池 辺 町 1,157 番 の 7 地 先 から 同 区 同 町 1,156 番 の 1 地 先 まで	2.76 な い し 2.77	7.92
	新	同	5.22 な い し 5.23	同
六 ツ 川 第 72 号 線	旧	戸 塚 区 平 戸 二 丁 目 1,604 番 の 33 地 先	5.93	2.56
	新	同	同	同
桂 町 第 421 号 線	旧	栄 区 桂 台 西 二 丁 目 1,180 番 の 206 地 先	5.24	2.93
	新	同	同	同
桂 町 第 422 号 線	旧	栄 区 桂 台 西 二 丁 目 1,180 番 の 207 地 先	5.22	3.02

	新	同	同	同
和泉町 第449号線	旧	泉区和泉町985番の1地 先から 同区同町961番の12地 先まで	6.53 ないし 14.72	151.85
	新	同	10.72 ないし 19.50	同
下飯田 第161号線	旧	泉区和泉町974番の1地 先から 同区同町972番の2地 先まで	2.15 ないし 2.18	6.03
	新	同	2.18 ないし 2.51	同
橋戸 第141号線	旧	瀬谷区橋戸二丁目17番の 18地先から 同区同14番の 4地先まで	1.82 ないし 1.90	32.41
	新	同	2.91 ないし 2.94	同
橋戸 第197号線	旧	瀬谷区北新22番の58地先 から 同区同26番の1地先 まで	4.42 ないし 4.79	19.59
	新	同	4.77 ないし 4.79	同
北新 第11号線	旧	瀬谷区北新30番の22地先 から 同区同27番の8地先 まで	2.45 ないし 3.11	23.06
	新	同	3.51 ないし 3.81	同

横浜市告示第 257 号

市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路・交通政策局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

1 道路区域の変更の期日

令和8年7月3日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
篠原 第522号線	旧	神奈川区六角橋三丁目571番の1地内から 同 区六角橋二丁目543番の1地内まで	m 3.59 ないし 3.68	m 112.69
	新	同	15.00	同
篠原 第544号線	旧	神奈川区六角橋三丁目562番の2地先から 同 区六角橋二丁目553番の5地内まで	3.56 ないし 4.00	169.13
	新	同	15.00 ないし 19.19	同
篠原 第548号線	旧	神奈川区六角橋三丁目545番の1地先から 同 区六角橋二丁目544番の16地内まで	3.33	44.19
	新	同	15.00 ないし 16.82	同

本 牧 第 233 号 線	旧	中 区 本 牧 元 町 240 番 の 1 地 先 から 同 区 同 町 236 番 の 5 地 先 まで	9.44 な い し 13.54	21.38
	新	同	9.44 な い し 10.03	同
東 永 谷 第 657 号 線	旧	港 南 区 上 永 谷 五 丁 目 3,342 番 の 4 地 先 から 同 区 同 4,057 番 の 4 地 先 まで	9.45 な い し 9.85	8.67
	新	同	6.56 な い し 6.99	同
今 井 第 102 号 線	旧	保 土 ケ 谷 区 仏 向 町 1,581 番 の 1 地 先 から 旭 区 市 沢 町 406 番 の 2 地 先 まで	12.82 な い し 17.21	70.11
	新	同	10.51 な い し 12.27	同
鶴 ケ 峰 天 王 町 線	旧	保 土 ケ 谷 区 星 川 二 丁 目 246 番 の 31 地 先 から 同 区 川 辺 町 3 番 の 5 地 先 まで	10.00 な い し 15.00	755.00
		保 土 ケ 谷 区 星 川 二 丁 目 246 番 の 31 地 先 から 同 区 神 戸 町 196 番 の 1 地 先 まで	12.00 な い し 14.00	745.00
	新	保 土 ケ 谷 区 星 川 二 丁 目 246 番 の 31 地 先 から 同 区 川 辺 町 3 番 の 5 地 先 まで	10.00 な い し 15.00	755.00
新 羽 第 287 号 線	旧	港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 2,5 47 番 の 1 地 先 から 同 区 綱 島 西 四 丁 目 5,344 番 の 3 地 先 まで	8.00 な い し 10.00	1,380.00
		港 北 区 新 吉 田 町 3,617 番 の 3 地 先 から	22.00 な い し	1,520.00

		同 区 高 田 西 二 丁 目 450 番 の 1 地 先 ま で	25.00	
	新	港 北 区 新 吉 田 東 八 丁 目 2,5 47 番 の 1 地 先 か ら 同 区 綱 島 西 四 丁 目 5,344 番 の 3 地 先 ま で	8.00 な い し 10.00	1,380.00
汲 沢 第 438 号 線	旧	戸 塚 区 汲 沢 町 476 番 の 1 地 内	5.52	0.20
	新	同	同	同

公 告

横浜市公告第 357 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年7月3日

契約事務受任者

横浜市総務局長 近 藤 武

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土地の所在	地目	地積（㎡）
2874	鶴見区元宮一丁目 615 番の 3	宅地	50.85
2875	鶴見区元宮一丁目 636 番の 6	宅地	87.54
2876	鶴見区浜町 2 丁目 9 番の 19	宅地	34.63
2877	西区境之谷 97 番の 15	宅地	70.70
2878	南区大岡四丁目 1,246 番の 2 ほか	宅地	1,349.93
2879	南区八幡町 11 番の 2 ほか	宅地 山林	1,630.26 (1,628.89)
2880	南区別所二丁目 261 番の 1 ほか	宅地	221.35
2881	南区別所二丁目 261 番の 3 ほか	宅地	215.59
2882	南区別所二丁目 261 番の 6 ほか	宅地	171.21
2883	南区別所五丁目 789 番の 12 ほか	宅地	572.54
2884	港南区日野九丁目 5,959 番の 159 ほか	宅地	576.54
2885	港南区日野九丁目 5,959 番の 191 ほか	宅地	401.73
2886	港南区日野九丁目 5,959 番の 197 ほか	宅地	414.56
2887	港南区日野九丁目 5,959 番の 282	宅地	202.78
2888	港南区日野九丁目 5,959 番の 299	宅地	201.60
2889	保土ヶ谷区法泉三丁目 315 番の 12	宅地	169.39
2890	戸塚区上柏尾町字台 215 番の 3 ほか	宅地 山林	1,701.35 (1,701.19)

地積欄は、登記記録上の面積。ただし、物件番号 2879 番及び 2890 番は地積測量図面積、（ ）内が登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2874 番 16,850,000 円

物件番号 2875 番	27,200,000 円
物件番号 2876 番	2,330,000 円
物件番号 2877 番	4,460,000 円
物件番号 2878 番	33,370,000 円
物件番号 2879 番	88,530,000 円
物件番号 2880 番	38,350,000 円
物件番号 2881 番	37,430,000 円
物件番号 2882 番	28,390,000 円
物件番号 2883 番	32,870,000 円
物件番号 2884 番	36,330,000 円
物件番号 2885 番	70,460,000 円
物件番号 2886 番	71,430,000 円
物件番号 2887 番	34,500,000 円
物件番号 2888 番	36,160,000 円
物件番号 2889 番	7,900,000 円
物件番号 2890 番	4,090,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停されている者でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和8年7月3日から令和8年8月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局総務部管財課ほか

電話 045 (671) 2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和8年7月24日から令和8年8月7日午後5時まで

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局総務部管財課

電話 045 (671) 2264

(3) 受付方法

横浜市電子申請・届出システム又は書留郵便によること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和8年9月4日午後5時まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局総務部管財課

(2) 開札

令和8年9月10日午前10時

(所在) 中区本町6丁目50番地の10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 358 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の 区域及び面積	一時利用停止の 態様	一時利用停止 期間
影取第二公園	戸塚区影取町69番の26	別図のとおり 301 m ²	立入禁止	令和8年7月3日から 令和8年12月25日まで
十ノ区やまもも公園	戸塚区戸塚町1,978番の4	別図のとおり 221 m ²	立入禁止	令和8年7月3日から 令和8年12月25日まで
原宿八幡山公園	戸塚区原宿三丁目367番の302	別図のとおり 819 m ²	立入禁止	令和8年7月3日から 令和8年12月25日まで
平戸本林公園	戸塚区平戸町582番の11	別図のとおり 2,605 m ²	立入禁止	令和8年7月13日から 令和8年11月11日まで

別図（省略）

横浜市公告第 359 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 10 月 横 浜 市 公 告 第 604 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 8 年 7 月 3 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
 神 奈 川 区 栗 田 谷 21 番 の 8 及 び 22 番 の 2 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン、ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン、カ ド ミ ウ ム 及 び
 そ の 化 合 物、シ ア ン 化 合 物、ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
 基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去 及 び 原 位 置 で の 浄 化 に よ る 除
 去

横浜市公告第360号

環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第46条第2項において読み替えて適用される条例第17条第2項の規定に基づき、新根岸地区土地区画整理事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったので、条例第18条第1項の規定に基づき、当該方法書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第20条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例第44条第1項の都市計画決定権者の名称
横浜市
- 2 都市計画対象事業の名称
新根岸地区土地区画整理事業
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
中区大平町、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台及び簗沢の各一部、南区山谷、中村町及び平楽の各一部並びに磯子区上町、坂下町、下町及び馬場町の各一部
- 4 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市みどり環境局環境保全部環境評価課
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
南区浦舟町2丁目33番地
横浜市南区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目5番1号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和8年7月3日から令和8年8月17日まで

横浜市公告第 361 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

変更 年月日	指定 番号	名 称	代表者氏名	営業所 所在地
令和8年 2月1日	30635	積水ハウス建設東京株式会社 神奈川支店座間事業所	(新) 堀 田 和 彦	座間市小松原1丁目15番12号
			(旧) 三 浦 淳 一	

横浜市公告第 362 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名 称	営業所所在地	取消年月日
10521	株式会社栗原 工務店	旭区今宿西町 472 番地	令和5年3月31日
30618	A Q U A S	川崎市麻生区向原 3 丁目 1 番 10 - 1 号	令和8年4月1日

横浜市公告第 363 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年5月12日第2025開101号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
旭区二俣川2丁目21番地の1
津久見建設株式会社
代表取締役 鷺 原 浩
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区岸谷三丁目1,714番の1及び1,714番の11の各一部、1,714番の12、1,714番の13、1,714番の15、1,714番の16、1,714番の17の一部並びに1,714番の18から1,714番の31まで

横浜市公告第 364 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年7月31日第2025開1602号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南区浦舟町1丁目1番地の5
ネクストライフ株式会社
代表取締役 石 橋 賢 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区上飯田町395番の23及び395番の30から395番の40まで

横浜市公告第 365 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年12月15日第2025開1411号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
瀬谷区中屋敷一丁目19番地の2
高 橋 輝 久
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区中屋敷一丁目10番の1の一部、10番の26から10番の32まで、13番の5及び13番の15の一部

横浜市公告第 366 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年7月3日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 廃止年月日
令和8年6月22日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
33.47 m
- 4 廃止の場所
栄区桂町 662 番の4地先から 662 番の5地先まで

区 告 示

旭 区 告 示 第 1 号（令和8年6月1日掲示済）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月1日

横 浜 市 旭 区 長 堀 口 和 美

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	鬼 木 彰 旭 区 南 希 望 が 丘 95 番 地 の 16	福 井 哲 也 旭 区 南 希 望 が 丘 128 番 地 の 3

都 筑 区 告 示 第 4 号（ 令 和 8 年 6 月 18 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法（ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き、 池 辺 町 下 藪 根 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ
っ た。

令 和 8 年 6 月 18 日

横 浜 市 都 筑 区 長 佐 々 田 賢 一

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	栗 原 晃 司 都 筑 区 池 辺 町 2,696 番 地	串 田 明 彦 都 筑 区 池 辺 町 3,676 番 地

金沢区告示第7号（令和8年6月19日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、御仲井赤坂町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月19日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	渡辺 正 男 金沢区釜利谷東四丁目 4番16号	工藤 恒 昭 金沢区釜利谷東三丁目 42番36号

戸塚区告示第11号（令和8年6月22日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、矢部町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月22日

横浜市戸塚区長 白井正和

変更した事項	変更前	変更後
区域	戸塚区矢部町1番地から135番地まで、368番地、599番地から601番地まで、770番地、3,001番地から3,008番地まで及び戸塚町4,797番地、6,010番地から6,014番地まで並びに吉田町662番地の1及び3,000番地、3,005番地の区域	戸塚区矢部町1番地から135番地まで、321番地の6、368番地、599番地から601番地まで、3,001番地から3,008番地まで及び戸塚町4,018番地、4,797番地、6,010番地から6,014番地まで並びに吉田町662番地の1、1,724番地の2、3,000番地、3,005番地及び上倉田町441番地の1の区域

鶴見区告示第4号（令和8年6月23日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、仲通一丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月23日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
主たる事務所	鶴見区仲通1丁目44番地	鶴見区仲通1丁目3番地
自治会の区域	鶴見区仲通1丁目1番から59番まで	鶴見区仲通1丁目1番地から59番地まで（仲通1丁目2番地の1及び2を除く。）

鶴見区告示第5号（令和8年6月23日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、原西自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月23日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	大久保 良 正 鶴見区生麦三丁目7番 29号	若 林 一 行 鶴見区生麦三丁目8番 7号

保土ヶ谷区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、常盤台中部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月3日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	田 宮 照 夫 保土ヶ谷区常盤台46番 地31号	堀 法 房 保土ヶ谷区常盤台35番 地10号

栄区告示第10号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、みどりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年7月3日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	阿 部 誠 栄区東上郷町1番48号	野 村 和 代 栄区東上郷町13番3号

区 公 告

南 区 公 告 第 143 号（令和8年6月22日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年6月22日

横浜市南区長 高 澤 和 義

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 74－68 浜 横 浜	令和4年9月18日
横 74－69 浜 横 浜	令和4年8月25日
横 74－70 浜 横 浜	令和4年9月18日

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第5号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準
用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規
定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 角 田 典 彦	東京都文京区本郷3 丁目33番5号	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

医療局病院経営本部告示第6号

横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月3日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
弁護士法人エジソン法律事務所 社員 大 達 一 賢	東京都千代田区神田 錦町1丁目8番地の 11	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

人事委員会

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月3日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第7号

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7級の部医療局の項中「、健康安全部監視等担当部長、健康安全部健康危機管理担当部長」を削り、同部消防局の項の次に次のように加える。

会計室		
-----	--	--

別表第2の6級の部こども青少年局の項中「、保育・教育運営課担当課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。